

福岡県医第304号(地)
平成20年 5月 7日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

診療費請求内訳書(レセプト)の取扱いについて

平成20年度健康保険診療報酬点数表等の改定に伴い実施された、労災診療費算定基準における健保準拠項目及び労災特掲項目の一部改定につきましては、本年4月5日付福岡県医第59号(地)にて「平成20年度労災診療費算定基準の一部改定について」により、ご連絡申し上げたところであります。

今回の改定により、労災保険の診療費請求内訳書(レセプト)の仕様を一部改定する必要が生じたところでありますが、当分の間、下記のとおり取り扱う旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

また、「再就労療養指導管理料」が点数化されたことおよび「職業復帰訪問指導料」が施設されたことに伴い、請求に当たっては下記のとおり取り扱うこととなりましたので、併せてご連絡申し上げます。

なお、これらの取扱いにつきましては、本年4月1日以降の診療分に関する請求から適用されますので、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

1. 健康保険資料報酬点数表の改定において、第2章第13部病理診断が新設されたことに伴う取扱い

当分の間、現行の診機様式第2号、第3号、第4号および第5号を使用するに当たっては、次のとおり取り扱うこととする。

「⑥⑩検査」欄については、「⑥⑩検査・病理」と読替える。

2. 「再就労療養指導管理料」の点数化および「職業復帰訪問指導料」の新設に伴う取扱い

「⑧⑩その他」欄に必要事項を記載することとするが、「摘要」欄に記載しても差し支えない。

(保 8)

平成 20 年 4 月 10 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
石 井 正



診療費請求内訳書（レセプト）の取扱いについて

平成 20 年度健康保険診療報酬点数表等の改定に伴い実施された、労災診療費算定基準における健保準拠項目及び労災特掲項目の一部改定につきましては、本年 3 月 31 日付け日医発第 1208 号（保 227）「平成 20 年度労災診療費算定基準の一部改定について」により、ご連絡申し上げたところであります。

今回の改定により、労災保険の診療費請求内訳書（レセプト）の仕様を一部改定する必要が生じたところでありますが、当分の間、下記のとおり取り扱うこととされましたのでご連絡申し上げます。

また、「再就労療養指導管理料」が点数化されたことおよび「職業復帰訪問指導料」が施設されたことに伴い、請求に当たっては下記のとおり取り扱うこととなりましたので、併せてご連絡申し上げます。

なお、これらの取扱いにつきましては、本年 4 月 1 日以降の診療分に関する請求から適用されますので、貴会関係会員等への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

記

1. 健康保険資料報酬点数表の改定において、第 2 章第 13 部病理診断が新設されたことに伴う取扱い

当分の間、現行の診機様式第 2 号、第 3 号、第 4 号および第 5 号を使用するに当たっては、次のとおり取り扱うこととする。

「**60** 検査」欄については、「**60** 検査・病理」と読替える。

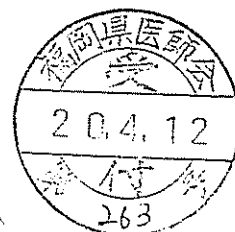
2. 「再就労療養指導管理料」の点数化および「職業復帰訪問指導料」の新設に伴う取扱い

「**80** その他」欄に必要事項を記載することとするが、「摘要」欄に記載しても差し支えない。

（添付資料）

診療費請求内訳書（レセプト）の取扱いについて

（平 20.4.4 事務連絡 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長補佐）



各会へ

事 務 連 絡
平成20年4月4日

都道府県労働局労働基準部
労 災 補 償 課 長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）
（ 契 印 省 略 ）

診療費請求内訳書（レセプト）の取扱いについて

平成20年3月5日厚生労働省告示第59号により、診療報酬の算定方法の別表第一医科診療報酬点数表の第2章第13部病理診断が新設されたことに伴い、診療費請求内訳書（レセプト）の仕様を一部改定する必要性が生じたところですが、様式を改訂するまでの当分の間、現行の診機様式第2号、第3号、第4号及び第5号を使用するに当たっては、下記1のとおり取扱うこととし、また、平成20年3月31日付け基発第0331018号「「労災診療費算定基準」の一部改正について」により点数化された「再就労療養指導管理料」及び新設された「職業復帰訪問指導料」の請求に当たっては、下記2のとおり取扱うこととします。

なお、本件取扱いは本年4月1日の診療に係る請求から、適用するものとしますので、関係医療機関及び（財）労災保険情報センター地方事務所に対する周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 「㊦検査」欄については、「㊦検査」を「㊦検査・病理」と読み替えることとする。
- 2 「再就労療養指導管理料」及び「職業復帰訪問指導料」については、「㊦その他」欄に必要事項を記載することとするが、「摘要」欄に記載しても差し支えない。